

古河市こどもの居場所支援事業モニタリング及び成果指標評価業務仕様書

1 件 名 古河市こどもの居場所支援事業モニタリング及び成果指標評価業務

2 履行場所 古河市

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の目的

市では、令和7年度から令和11年度まで、古河市こどもの居場所支援事業（以下「事業」という。）を実施することを予定している。事業を実施するにあたっては、支援サービスの向上及び市の財政負担の軽減等を図るため、P F S / S I Bの活用を基本とする旨を定めている。

本業務は、事業の業務の管理をするにあたり、事業モニタリング及び成果指標の評価等、確実かつ適正に実施する上で必要な支援を行うことを目的とする。

5 業務内容

（1）事業モニタリング及び成果指標評価業務

事業管理支援及び成果指標評価業務に関しての打合せ協議は、業務着手時、中間1回、最終報告書提出時の計3回を必須とするが、業務内容を遂行するにあたって必要な協議や報告を月1回程度行うものとする。打合せは、対面とWEB方式を活用し、効率的に実施すること。

（2）事業モニタリング

定期モニタリング

- ・事業が円滑かつ適切に遂行されるよう、必要に応じて助言を行うこと。
- ・古河市及び事業の受託事業者で行う定例会議に同席する。
- ・必要に応じて事業内容を調査し、資料を作成、市へ提出する。
- ・モニタリングの結果を踏まえ、令和8年度の業務内容検討の参考資料を作成する。

（3）成果指標評価

ア 成果指標評価に係る情報の整理

- ・成果指標の改善状況を評価するにあたり、市が収集した情報を整理する。なお、

必要に応じて市による情報収集を支援する。

イ 成果指標の分析

- ・整理した情報を用いて、成果指標の改善状況を評価する。
- ・評価方法はあらかじめ設定した手法にて実施する。
- ・分析にあたっては、こどもの居場所所有識者からの意見を求めること。

(4) 調査に関する技術的助言

居場所を訪れたこども、居場所運営者へのヒアリングなどの質的調査や、同じこどもに対しての追跡調査に関して、調査内容等についての技術的助言を行う。

(5) その他必要な支援

令和7年度案件形成時や、業務開始時点で想定していなかった事態が発生した場合、または事態の発生が懸念される場合、市に対して対応方法の検討を支援する。

(6) 事業者独自の専門的知見・スキル・アドバンテージを活かした提案

事業者独自のアドバンテージや、これまでに培った専門的知見、スキル等を活かして、業務成果や業務効率のより一層の向上に資する方策を提案し、市と協議した後に本業務で実施する。なお、提案については、(1)～(3)の業務との関連性は問わない。

(7) 成果物の作成

(1)、(2)及び(4)の項目について、業務の結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。また、(3)の項目についてアンケート及び成果指標に関する評価レポートを作成する。

6 成果品

下表に示す成果品を市が指定する期日・場所に、電子データ一式をCD-R、DVD-R等に格納して納品すること。

また、成果品については、事前に専任の担当者又は専門家による校正・校閲を行うこと。

成果品
① モニタリング業務報告書：本編
② モニタリング業務報告書：概要版

③ アンケート及び成果指標に関する評価レポート：本編
④ アンケート及び成果指標に関する評価レポート：概要版
⑤ 本業務で収集・作成した全コンテンツの電子データ

7 業務の完了および検査

本業務の終了は、成果品を市に提出し、検査に合格した時点とする。市は、受託者から完了届けを受け取って 10 日以内に検査を行う。なお、委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受託者の負担により速やかに対処する。

8 遵守、調整する事項

受託者は、本業務の委託にあたり、法令並びに委託契約書、本仕様に定められた条項を遵守するとともに必要に応じて市と十分に連絡・調整を行い、その指示に従わなければならない。

9 秘密の保持

本業務により知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

また、本業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

10 権利義務の譲渡等

受託者は、本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

本業務の受託者は、古河市こどもの居場所支援事業に応募又は参画をすることができない。また、古河市こどもの居場所支援事業に応募又は参画をしようとする民間事業者のコンサルタント等の業務も受託することはできない。

12 協議

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、市と協議して定めること。